

社会教育委員とは

資料 1

文部科学省の HP より

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。

社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。

（社会教育法 第15条）

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育法 第17条）

社会教育に関し教育委員会に助言するため次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 - 3 社会教育委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員の職務

社会教育に関する諸計画の立案

調査研究

諮問に対する意見具申

指導・助言

教育委員会における意見具申

社会教育委員の役割

パイプ役として

住民のニーズ等の情報収集者
住民の要望を伝える代弁者

促進役として

社会教育推進の協力者
コーディネーター

支援役として

社会教育関係団体への支援
地域住民の社会教育活動の支援